

自由が丘ドラムスクール利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、自由が丘ドラムスクール（以下「本スクール」といいます）が提供するレッスンその他のサービスの利用条件を定めるものです。生徒および契約者は、本規約に同意したうえで本スクールを利用するものとします。

第1条（適用）

1. 本規約は、本スクールが提供する月額コース、単発レッスンその他のサービスを利用するすべての生徒および契約者に適用します。
2. 生徒と契約者が異なる場合、契約者は生徒に本規約を遵守させるものとします。

第2条（予約・入室・遅刻）

1. レッソンは事前予約制です。本スクールは固定曜日制ではなく、毎月、予約可能な日時の中から日程を確定します。
2. 入室はレッスン開始の5分前から開始時刻までの間に行ってください。遅れる場合は、開始時刻までに必ず連絡してください。
3. 生徒が遅刻した場合でも、レッスンの終了時刻は延長しません。連絡なく開始時刻から30分を経過した場合は無断キャンセルとし、受講料の100%を申し受けます。この場合、振替は行いません。
4. 講師の遅刻によりレッスン時間が短縮された場合は、短縮時間分を当日に延長し、または後日に振り替えます。
5. 家族、友人その他の同伴者を伴う場合は、事前に本スクールの許可を得るものとします。

第3条（料金・支払い）

1. レッスン料金は、本スクールが別途定める料金表によります。支払方法は現金または銀行振込とし、銀行振込手数料は契約者の負担とします。
2. 月額コースの初回支払い時には、入会月分および翌月分の2か月分を前納するものとし、最低受講期間は2か月とします。生徒または契約者の都合による途中退会の場合も、納入済みの当該2か月分は原則として返金しません。ただし、法令により返金すべき場合はこの限りではありません。
3. 2回目以降は、毎月最初のレッスン日に、原則として現金で翌月分を前納してください。銀行振込の場合は、同日までに入金してください。本スクールが支払いを確認した後、翌月のレッスン予約を受け付けます。
4. 入金を確認できない場合、確認が完了するまで翌月の予約は受け付けません。その結果、希望する日時が埋まった場合も、本スクールは予約枠を保証しません。
5. 料金を改定する場合、本スクールは適用開始日の3か月前までに生徒または契約者へ通知します。

第4条（キャンセル・日程変更・繰越し）

1. 生徒都合によるキャンセルおよび日程変更には、レッスン日を基準として次のキャンセル料を適用します。

連絡日	キャンセル料
レッスン日の7日前まで	無料
レッスン日の6日前から2日前まで	受講料の50%
レッスン日の前日・当日	受講料の100%

2. キャンセル料は日付単位で計算します。
3. 7日前までに日程変更の申出があった場合、変更先は同じ月の予約可能な日時に限ります。予約状況により、希望する日時へ変更できない場合があります。
4. 月額コースの未受講分は、生徒都合による場合、翌月以降へ繰り越すことはできません。
5. 生徒本人または家族の体調不良、急病その他生徒側の事情は、原則として自己都合キャンセルとして扱います。ただし、本スクールは事情を考慮し、例外的な対応を行うことがあります。

6. 本スクールが開講できる場合において、自然災害、公共交通機関の運休その他の事情により生徒が来校できないときは、状況に応じて個別に対応します。

第5条（本スクールによる休講）

1. 講師都合、自然災害、交通障害その他やむを得ない事情により本スクールが休講した場合は、休講日から6か月以内に振替レッスンを実施します。
2. 本スクールの事情により前項の期間内に振替レッスンを実施できなかった場合は、該当する受講料を返金します。
3. 本条に基づく振替は、第4条に定める月額コースの繰越し制限の対象外とします。

第6条（退会・休会・プラン変更）

1. 退会を希望する場合は、退会希望月の前々月末日までに申し出るものとします。例えば、10月から受講しない場合は、8月31日までの申出が必要です。期限後に申し出た場合、最短の退会日は申出月の翌月末日となり、それまでの月謝は発生します。
2. 休会を希望する場合は、休会開始月の前々月末日までに申し出るものとします。休会期間は最長6か月とし、休会中の月謝は発生しません。
3. 月額コースのプラン変更を希望する場合は、変更希望月の前々月末日までに申し出るものとします。
4. 本スクールは固定曜日制ではないため、休会からの復帰後を含め、特定の曜日または時間帯の予約を保証しません。

第7条（未成年者）

1. 18歳未満の生徒が本スクールを利用する場合は、保護者の同意を必要とします。契約者は、生徒本人または保護者のいずれでも差し支えありません。

第8条（撮影・録音・教材の取扱い）

1. 生徒は、個人の復習目的に限り、レッスンを撮影または録音できます。
2. 撮影・録音した映像または音声をSNS、ウェブサイト、動画配信サービスその他の媒体で公開または配信する場合は、事前に本スクールの許可を得るものとします。第三者への共有は原則として禁止します。
3. 本スクールが配布または提供する譜面、教材、課題その他の資料は、本人の練習目的に限り利用できます。無断転載、販売、公開または第三者への共有を禁止します。

第9条（禁止事項および措置）

1. 生徒、契約者および同伴者は、次の行為を行ってはなりません。
 - (1) 暴力、脅迫、暴言、ハラスメント、差別的またはわいせつな言動
 - (2) 講師、他の生徒その他の関係者に対する、同意のない、またはレッスン上必要のない身体的接触、過度な接近、つきまとい、待ち伏せその他相手に不安または不快感を与える行為
 - (3) 講師の指示に従わず、レッスンの安全または進行を妨げる行為
 - (4) 他の生徒、近隣住民その他の第三者に対する迷惑行為
 - (5) 酒気帯び、違法薬物の使用その他正常な受講が困難な状態での来校
 - (6) 機材または設備の故意もしくは重大な不注意による破損
 - (7) レッスン映像、音声または教材の無断公開、配信、販売もしくは第三者への共有
 - (8) 無断での営業、勧誘、宗教活動その他レッスンと無関係な行為
 - (9) 料金の未払い、虚偽申告または本規約への重大もしくは反復的な違反
 - (10) その他、本スクールの安全、信用または運営を著しく損なう行為
2. 前項のいずれかに該当した場合、本スクールは事前の警告なく、入室拒否、レッスンの即時中止、以後の予約取消し、受講停止または退会処分を行うことができます。
3. 生徒、契約者または同伴者の違反によりレッスンを中止した場合、当該レッスン分の返金および振替は行いません。退会処分時の将来の未受講分については、未払い料金および本スクールに生じた損害を差し引き、残額を返金します。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 生徒、契約者および同伴者は、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に該当せず、またこれらと関係を有しないことを表明するものとします。
2. 前項に反する事実が判明した場合、本スクールは事前の通知なく、入会拒否、受講停止または退会処分を行うことができます。

第11条（施設・機材の損害）

1. 生徒、契約者または同伴者が、故意または不注意により本スクールの施設、機材その他の物品を破損した場合、本スクールは修理または買替えに必要な実費を請求することがあります。通常の使用による劣化または故障は対象外とします。

第12条（免責）

1. レッスン中の怪我、体調不良、貴重品の紛失または盗難その他の損害について、本スクールの故意または過失による場合を除き、本スクールは責任を負いません。
2. 生徒は、自らの健康状態および所持品を適切に管理し、安全上必要な講師の指示に従うものとします。

第13条（運営者・施行日）

1. 本スクールの運営者は、自由が丘ドラムスクール 代表 佐藤 響とします。
2. 本規約は、2026年9月1日から施行します。

契約者署名：

保護者署名：

※生徒が18歳未満の場合のみ